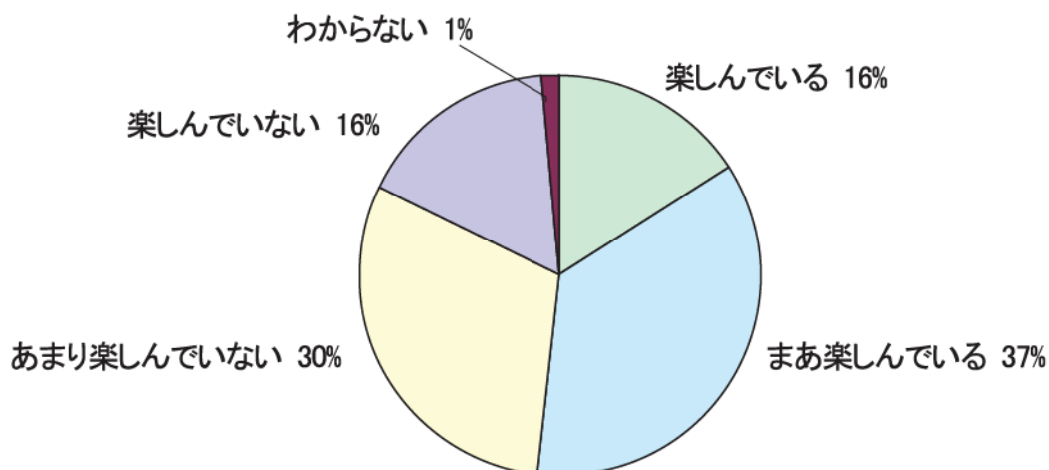


VI 參考資料

I 東京の文化

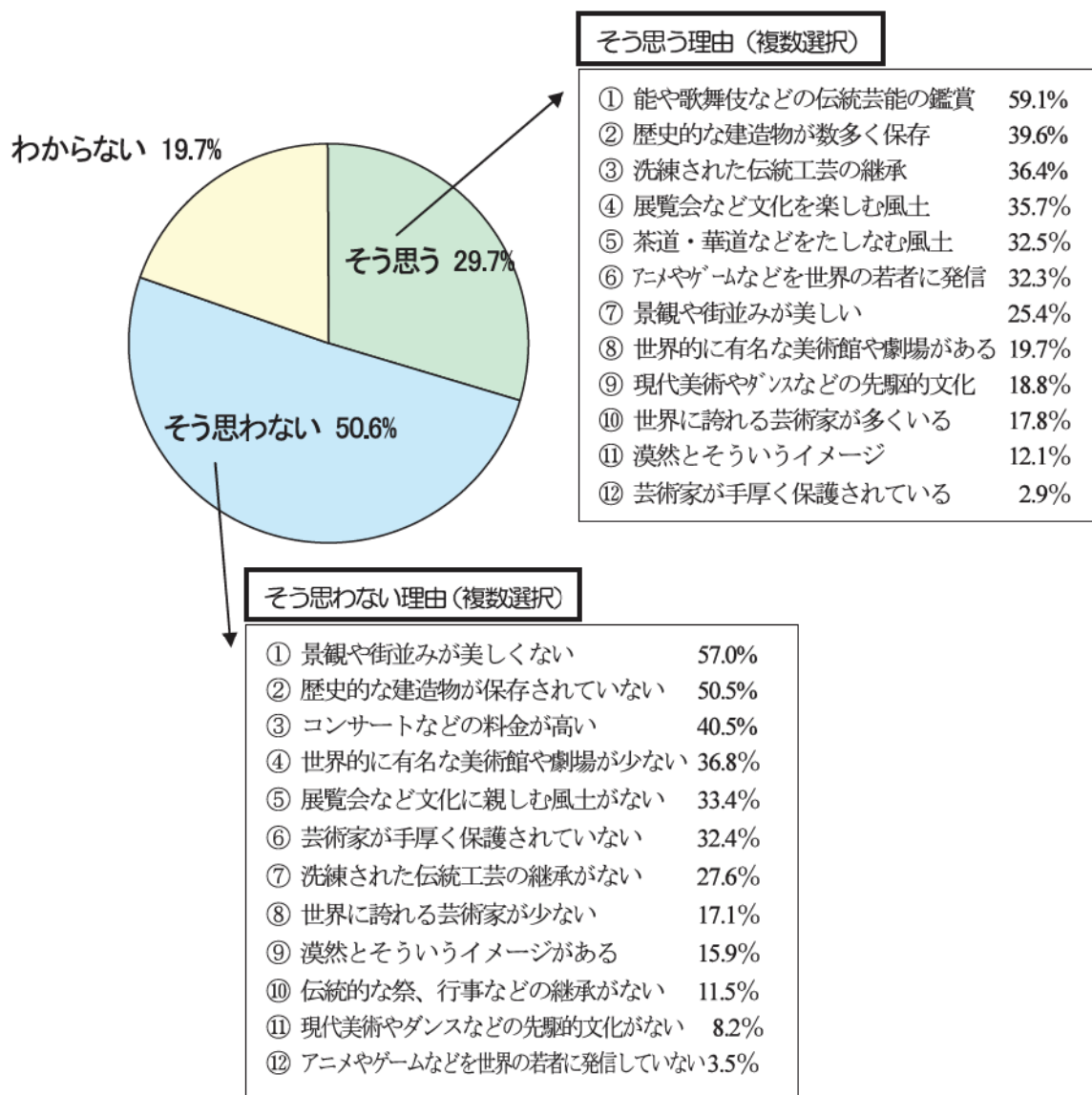
(I-1) 文化的な環境

【問】 東京には美術館や劇場、映画館や文化施設が集中し、様々な展覧会や公演が行われていますが、あなたはこうした文化的な環境を楽しんでいますか。
(回答者数:2,062人)



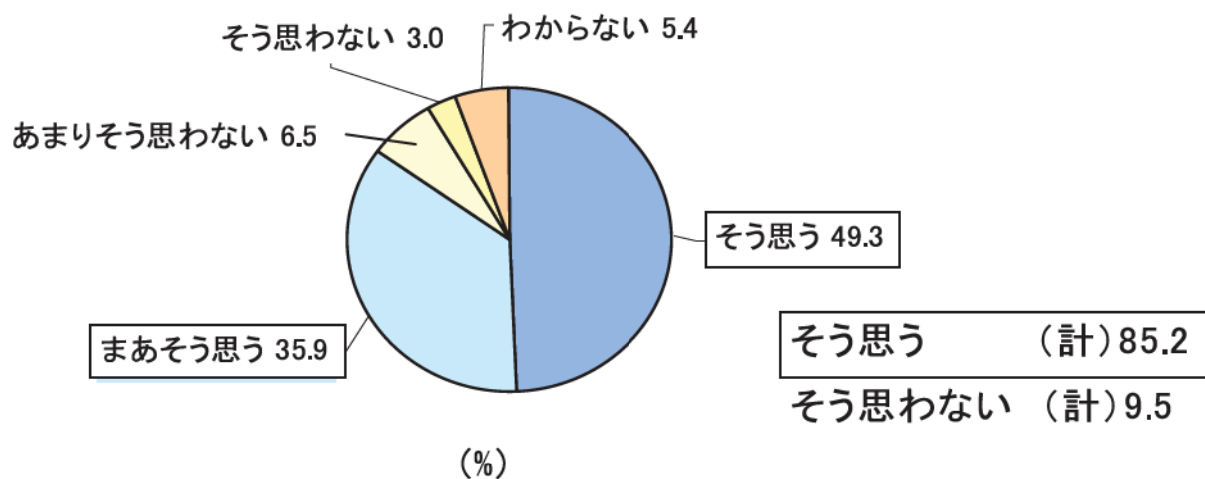
(I-2) 文化都市・東京

【問】 パリ、ロンドン、ニューヨークといった文化的な個性を持つ都市に比べ、東京も同じように世界的な文化都市だと思いますか。（回答者数:2,062人）



(I-3) 文化活動は大切か

【問】 あなたは、日常生活の中で優れた芸術や文化を鑑賞したり、自ら芸術文化活動を行ったりすることは大切だと思いますか。(回答者数:2,062人)



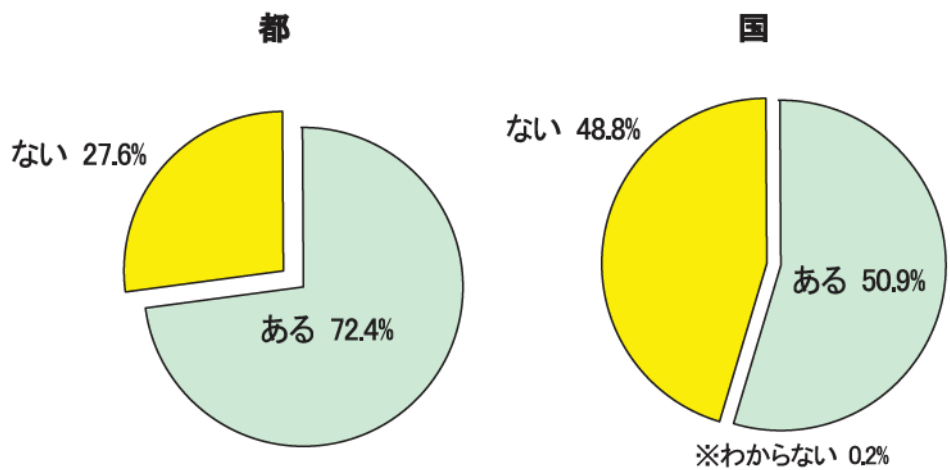
(注)『そう思う(計)』は「そう思う」「まあそう思う」の合計

『そう思わない(計)』は「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計

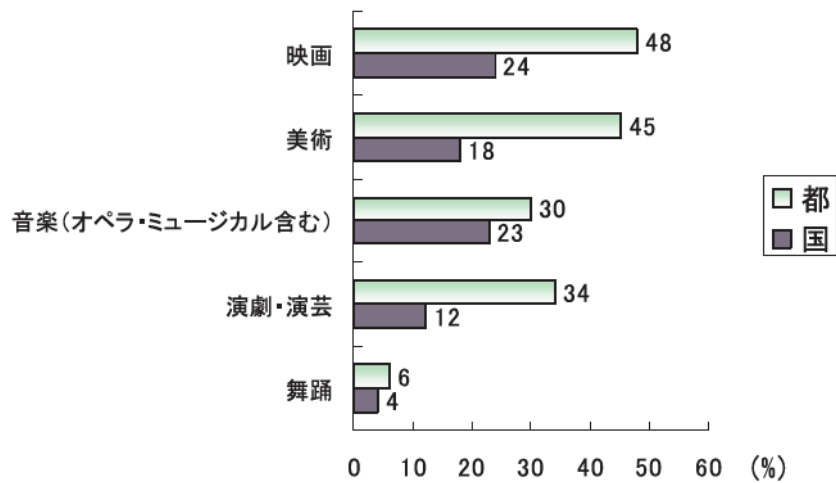
Ⅱ 都民の文化活動

(Ⅱ-1) 文化施設での鑑賞

【問】 この1年間に、美術館、博物館、劇場・音楽ホール、映画館などで文化芸術の鑑賞をしましたか。
 (回答者数: 2,062 人)

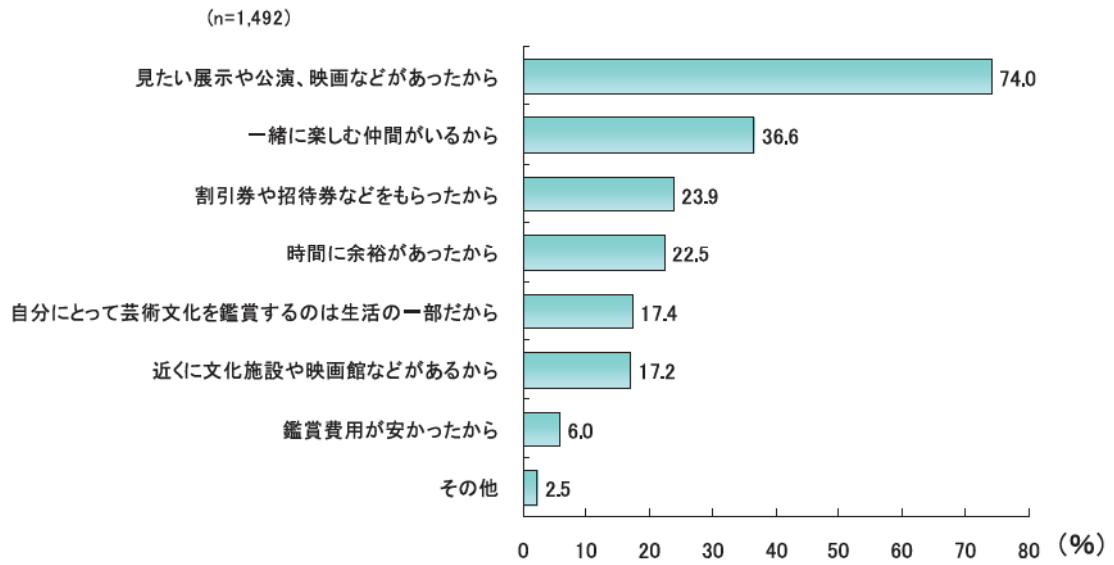


●何を鑑賞しましたか？ (複数回答)



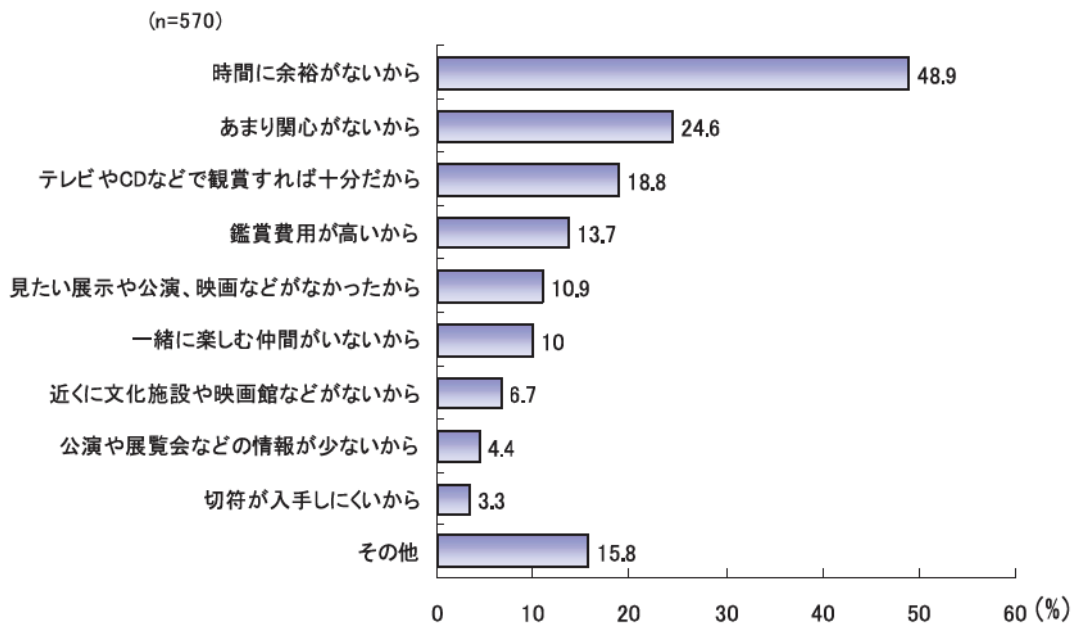
●鑑賞した理由は何ですか？

(問で「音楽（オペラ・ミュージカルを含む）」～「その他」と答えた方／複数回答)



●鑑賞しなかった理由は何ですか？

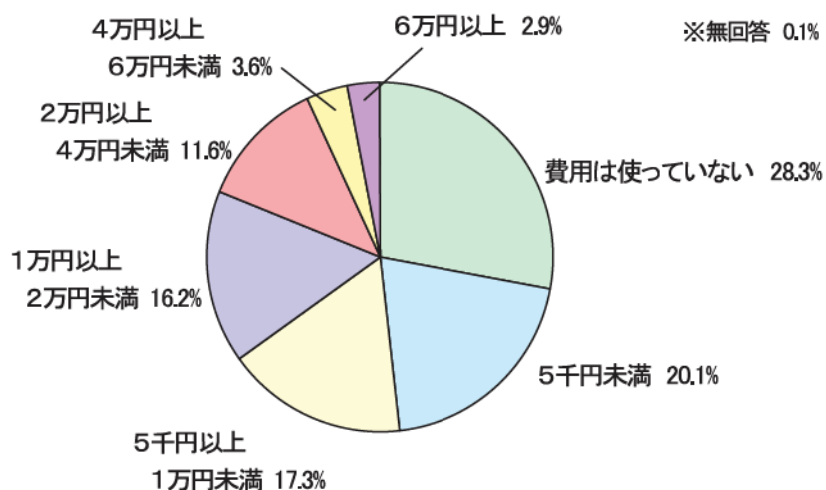
(問で、この一年、文化芸術の鑑賞をしなかったと回答した570人の方／複数回答)



(Ⅱ-2) 文化鑑賞の費用

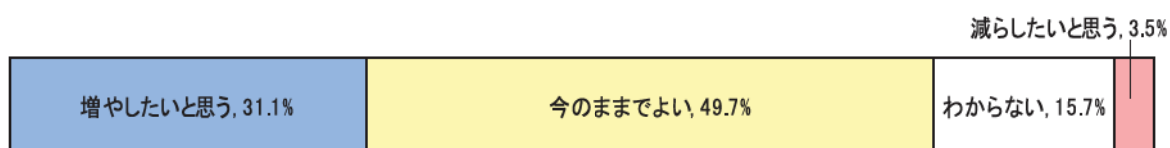
【問】 この1年間に、美術館、博物館や劇場・音楽ホール、映画館などでの鑑賞のためにどのぐらいの入館料や入場料金を使いましたか。

(回答者数:2,062人)



【問】 美術館、博物館や劇場・音楽ホール、映画館などでの鑑賞のために使う費用を、今後増やしたいと思いますか。それとも減らしたいと思いますか。

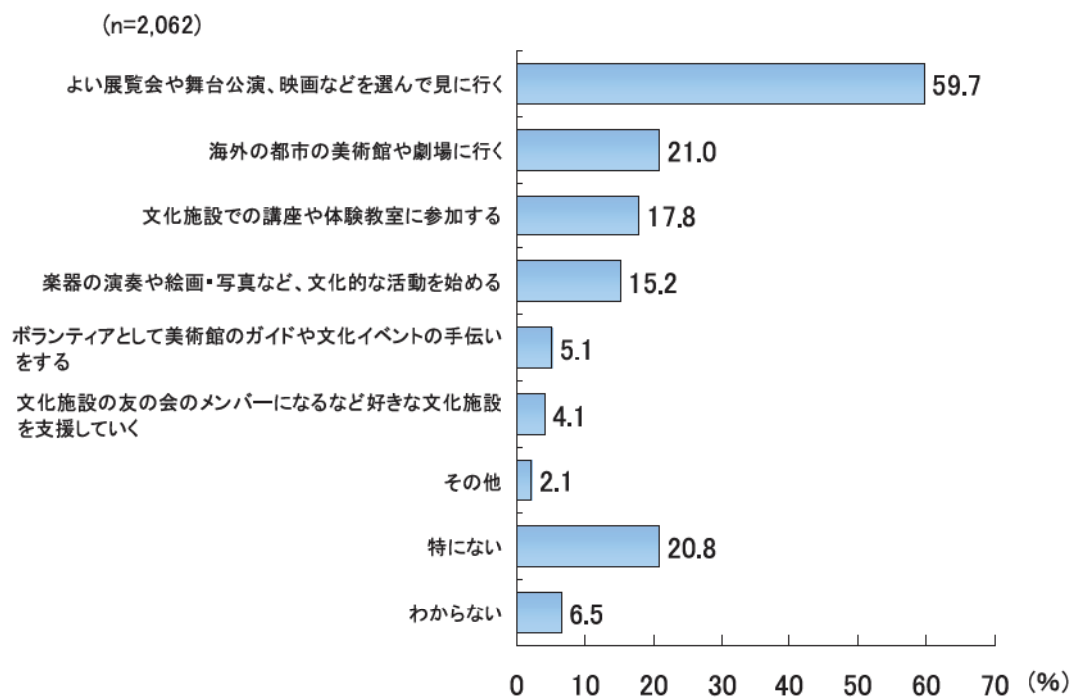
(回答者数:2,062人)



(Ⅱ-3) 今後の文化活動

【問】 あなたは今後、どのような文化活動をしていきたいですか。

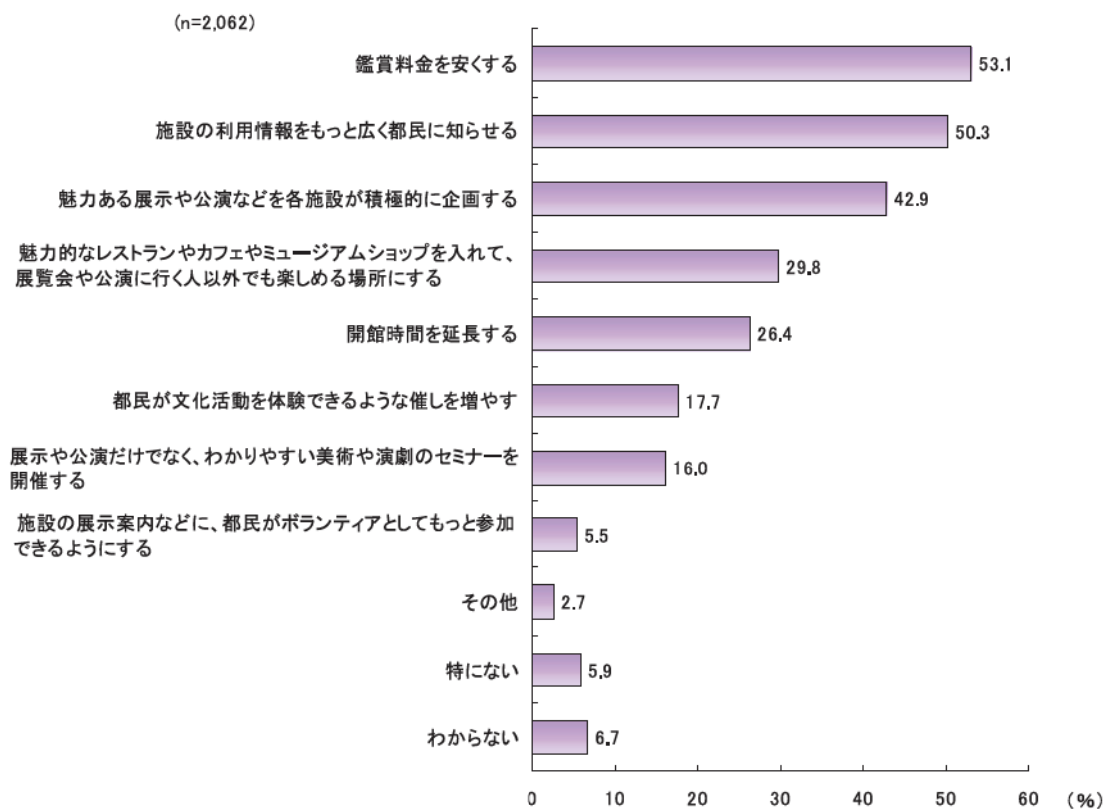
(3つ以内の選択回答/回答数:2,062人)



Ⅲ 都立文化施設と文化事業

(Ⅲ-1) 都立文化施設を魅力的なものにするために必要なこと

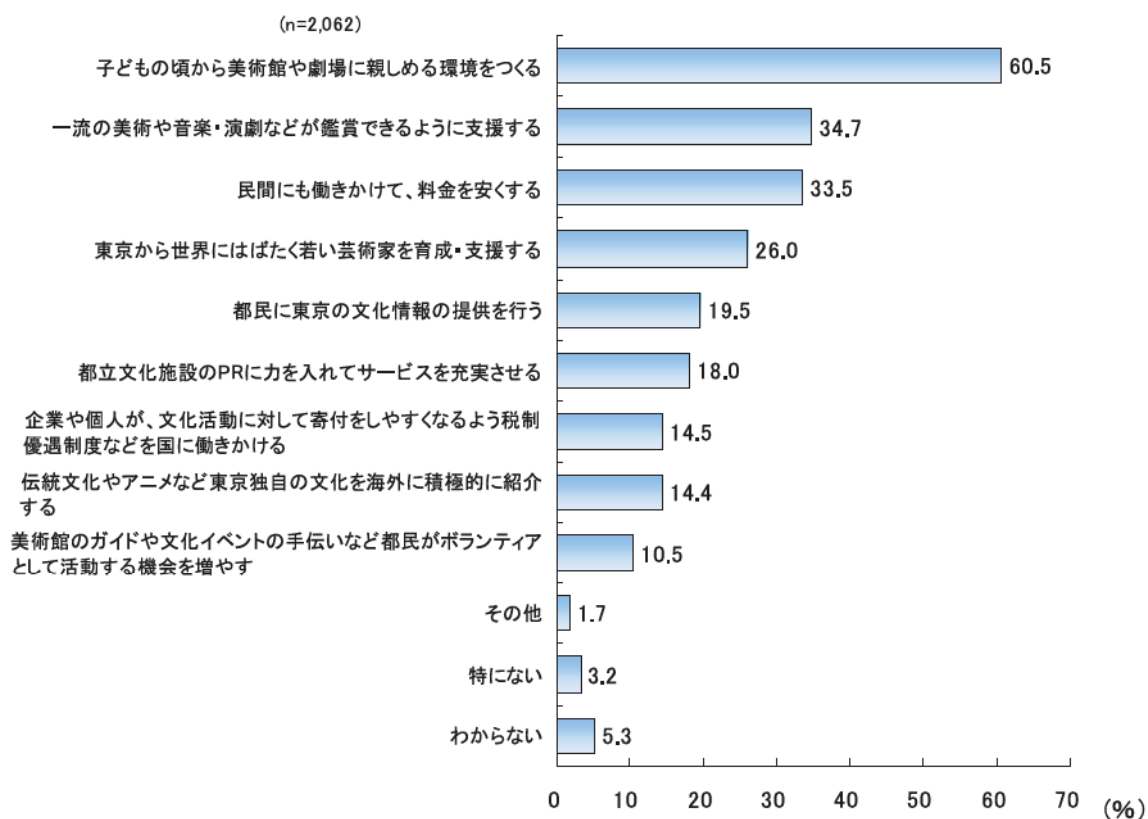
【問】 今後、都の文化施設をもっと魅力的にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。 (複数項目回答/回答数:2,062人)



IV これからの東京の文化振興

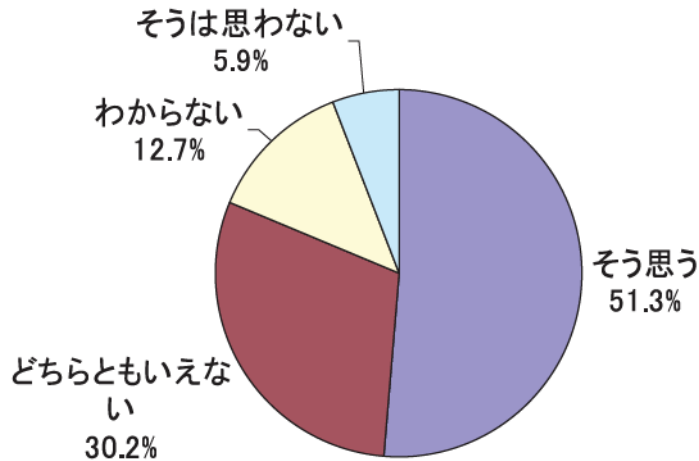
(IV-1) 子どもの頃から美術館等に親しめる環境づくり

【問】 あなたは、文化を振興するために、東京都はどのようなことに力を
入れたらよいと思いますか。 (3つ以内の選択回答/回答数: 2,062人)

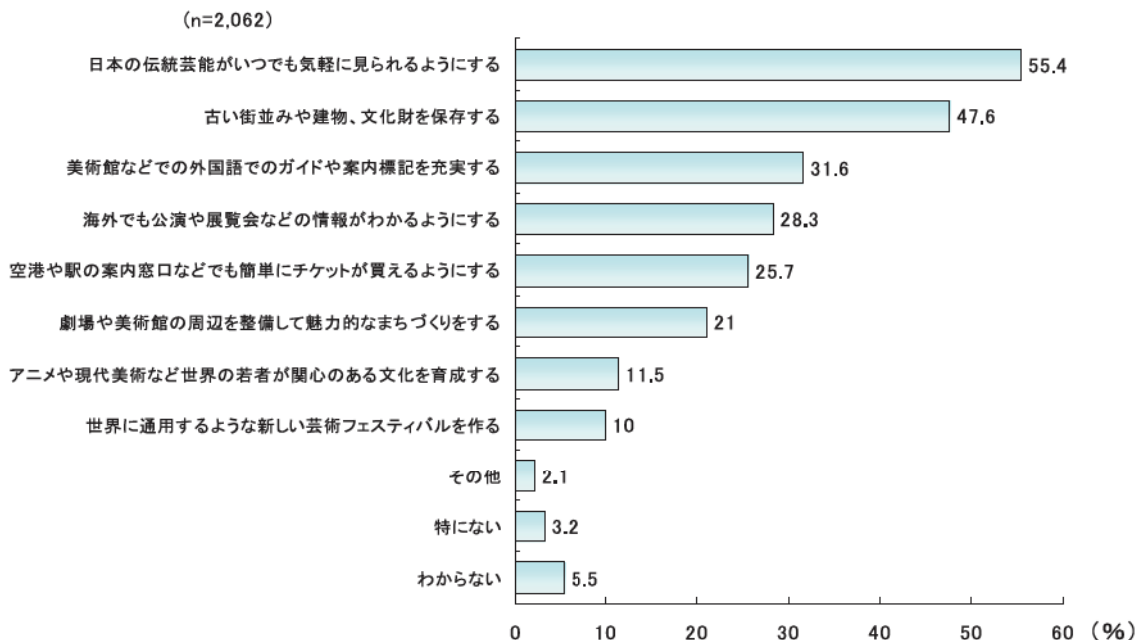


(IV-2) 文化振興を経済発展や観光施策と関連づける

【問】 文化を振興することは、個人的な楽しみを増やすだけでなく、関連した支出や投資によって、経済全体の発展にもつながるという意見について、あなたはどのように思いますか。
(回答者数:2,062人)



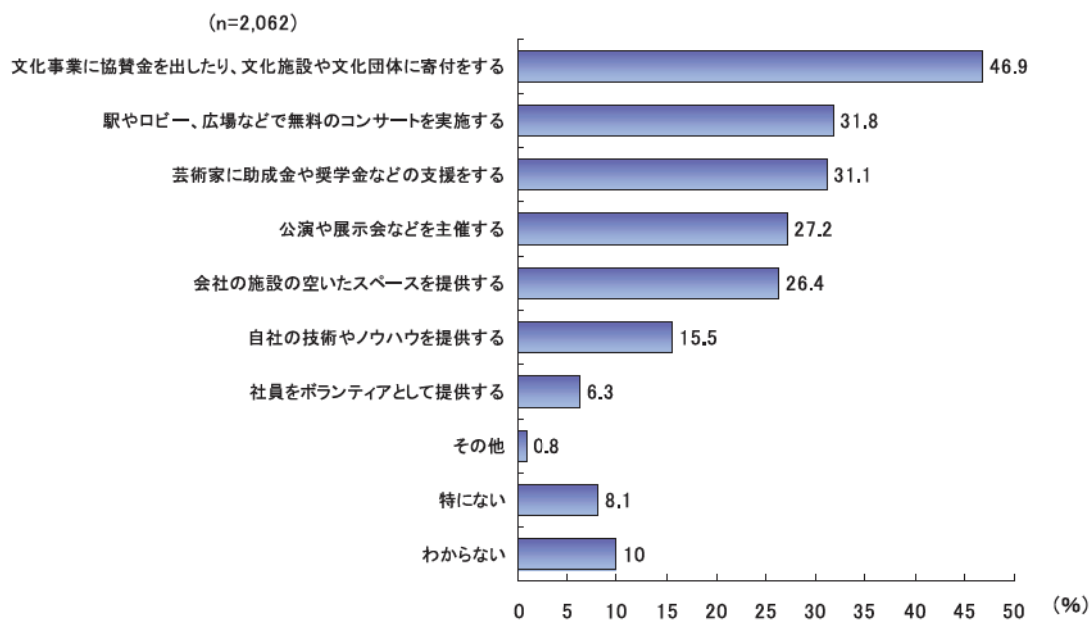
【問】 今後、東京の文化を観光に活用にして、外国からの観光客を増やすためには、何が重要だと思いますか。(3つ以内の選択回答/回答者数:2,062)



(Ⅳ-3) 民間企業の支援活動に対する期待

【問】 最近、民間企業が文化活動に援助や貢献を行うことが定着してきましたが、今後こうした企業の支援活動にあなたは何を期待しますか。

(3つ以内の選択回答／回答者数:2,062人)



Ⅵ参考資料② 「東京都の文化施策を語る会」【設置要綱】

東京都の文化施策を語る会設置要綱

平成17年1月25日

16生文振企第413号

生活文化局長決定

(目 的)

第1 東京都の文化施策について、広く意見を求めるため、「東京都の文化施策を語る会（以下「語る会」という。）」を設置する。

(運営の基本)

第2 語る会は、東京都における文化施策の推進について、自由に意見を交換し、議論を行う場とする。

(構 成)

第3 語る会は、学識経験者等7名以内の委員で構成する。

- 2 委員は知事が委嘱する。
- 3 語る会に座長を置く。
- 4 座長は、委員の互選により選任する。

(専門委員)

第4 専門的事項について調査・検討を加えることにより、語る会の効率的な運営を図るため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は生活文化局長が委嘱する。

(会 議)

第5 語る会は、座長が招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者等に対し会議への出席又はその他の方法により意見を求めることができる。
- 3 語る会は公開で行うものとする。ただし、委員の過半数の決定を得た事項については、非公開とすることができる。

(庶 務)

第6 語る会の庶務は、生活文化局文化振興部企画調整課において処理する。

(雑 則)

第7 この要綱に定めるもののほか、語る会の運営に必要な事項については、生活文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

【委員名簿】

東京都の文化施策を語る会メンバー

- 福原 義春 (株)資生堂名誉会長、(社)企業メセナ協議会会長、
東京都写真美術館館長 【座長】
- 今村 有策 東京都参与、トキョーワンダーサイト館長 【委員】
- 岡本 伸之 立教大学教授 【委員】
- 柏木 博 武蔵野美術大学教授 【委員】
- 平田 オリザ 劇作家・演出家、桜美林大学教授 【委員】
- 太下 義之 (株)UFJ 総合研究所 芸術文化政策センター長 【専門委員】

(敬称略、平成17年12月現在)

【開催概要】

- 第1回 ■日 時 平成17年2月21日(月)
■テーマ 東京都の文化施策のあり方について
- 第2回 ■日 時 平成17年4月5日(火)
■テーマ 都立文化施設について
- 第3回 ■日 時 平成17年5月24日(火)
■テーマ 文化事業・文化活動への支援のあり方
■ゲスト委員 大友直人委員(指揮者・東京文化会館音楽監督)
- 第4回 ■日 時 平成17年6月27日(月)
■テーマ 新進アーティストの育成・支援 他
■ゲスト委員 小山登美夫委員(ギャラリスト)
- 第5回 ■日 時 平成17年7月26日(火)
■テーマ 文化の創造・発信拠点としての今後の都立文化施設のあり方
■ゲスト委員 小林真理委員(東京大学大学院助教授)
- 第6回 ■日 時 平成17年9月21日(水)
■テーマ 中間のまとめ
■ゲスト委員 石原慎太郎都知事
- 第7回 ■日 時 平成17年10月14日(金)
■テーマ 観光・産業振興、まちづくりなどとの連携
■ゲスト委員 北川フラム委員(アートディレクター、アートフロントギャラリー代表)
- 第8回 ■日 時 平成17年10月18日(火)
■テーマ 文化の創造・発信拠点としての今後の都立文化施設のあり方
■ゲスト委員 小林真理委員(東京大学大学院助教授)
- 第9回 ■日 時 平成17年11月29日(火)
■テーマ 文化振興を推進する体制等
■ゲスト委員 後藤和子委員(埼玉大学経済学部教授)
- 第10回 ■日 時 平成17年12月13日(火)
■テーマ 最終のまとめ

I 今後の文化政策のあり方（その意義と必要性）

- 多様な社会や価値観を認め合う装置としての「文化」
- 国際外交戦略としての「文化」
- 都市経営戦略としての「文化」

II 東京都がめざすべきこと（文化政策の基本目標）

<基本目標①：世界が文化的魅力を感じる都市・東京>

文化面での高い評価は、国内外から、様々な才能ある人々が住み働いてみたいと集まってくる都市となることにつながり、さらに、クリエイティブ・インダストリー（文化産業）に代表される新産業が創出されるほか、既存産業の高付加価値化（生産性の向上）も期待される。

<基本目標②：都民自身が文化的魅力を感じる都市・東京>

「鑑賞」だけでなく、「創作」「支援」など様々なかたちで文化を支える要因を向上させることにより、都民自身にとって魅力と活力溢れる都市が生まれる。

また、都民は余暇としての文化を楽しむだけでなく、文化を通じてより積極的に自己実現を図り、生き甲斐や充実感を感じることができることとなる。

Ⅲ 提言（目標を達成するために）

① 文化政策の目標の明確化及び評価の実施

文化政策の具体的な目標を定め、目標達成へ向けた政策のマネジメントを実践し、あわせて、評価の仕組みを十分に検討する。

② 既成概念に囚われない文化政策の展開

新しい分野・傾向の「文化のフロンティア」を積極的に支援するとともに、その手法としては、既に東京に存在する文化的資源の活用だけでなく、他の地域や海外のアーティストの登用なども求められる。

③ 産業・観光との連携など「総合政策」としての文化政策の展開

今後の「文化政策」では、単に「文化」を振興するだけの政策の実施ではなく、様々な政策分野の“Policy Mix（総合政策）”が必要である。

④ 「未来社会への投資」としての資料収集と人材育成

文化の創造のためには、文化の継承が前提であり、必要な「未来社会への投資」のために、計画的かつ創意工夫のある資料収集と人材育成に努めるべきである。

⑤ アーツ・カウンシル設立も含めた文化政策の新しい支援のあり方

都は、区市町村やNPO等の活動を側面から支援することが望ましい。

将来的には、都から一定の距離を保ち、芸術表現の自由と独立性が担保された公的な執行機関を通じて助成を行うことなども検討に値する。

⑥ 指定管理者制度の導入における十分な検討

良質な企画展には2～3年の準備期間が必要であるという文化施設の特性を踏まえた都の導入方法を評価するとともに、導入にあたっては、文化施設のミッションの明確化、文化施設の評価手法の検討等、想定される課題・問題点に関して十分に検討しておくことが必要である。

VI参考資料④

「東京都文化振興指針（仮称）[素案]」に対する意見募集の結果

「東京都文化振興指針」の策定に当たっては、平成18年2月16日に「東京都文化振興指針（仮称）[素案]」を公表し、広く皆様からのご意見を伺いました。

1 募集概要

	意見募集	都政モニター
募集期間	平成18年2月16日から3月24日まで	平成18年3月1日から3月20日まで
告知方法	広報「東京都」（3月1日号）、 東京都公式ホームページ 東京都の文化政策ホームページ 文化施設における配布 他	インターネット （「インターネット都政モニター制度」 は、都内に居住する人を対象に、都政の 緊急課題等に関する意見・要望を迅速に 把握するために実施している制度で す。）
意見受付方法	郵送（葉書、封書） FAX 電子メール	
受付意見件数	50件	274件
意見属性	（1）性別 男性：29名、女性：15名、不明：6名	（1）性別 男性：136名、女性：138名
	（2）年代 20歳代：6名、30歳代：4名 40歳代：5名、50歳代：3名 60歳以上：12名、不明：20名	（2）年代 20歳代：44名、30歳代：59名 40歳代：51名、50歳代：53名 60歳以上：67名

2 ご意見の概要及びそれに対する考え方

皆様からいただいたご意見とそれに対する考え方については「東京都の文化政策のホームページ」からご覧いただけます。

「東京都の文化政策のホームページ」

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/bunka/index.html>

東京都文化振興条例

昭和58年10月7日

条例第46号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする日本国憲法の精神にのっとり、文化の振興に関する東京都(以下「都」という。)の施策の基本を明らかにすることによつて、都民が東京の自然及び歴史的風土に培われた、国際都市にふさわしい個性豊かな文化を創造することに寄与し、もつて都民生活の向上に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 都は、都民が文化の担い手であることを認識し、その自主性と創造性を最大限に尊重する。

2 都は、この条例の運用に当たっては、文化の内容に介入し、又は干渉することのないよう十分留意しなければならない。

(都の責務)

第3条 都は、文化の振興を図るための施策(以下「文化振興のための施策」という。)の体系を明らかにするとともに、必要な組織を整備し、文化振興のための施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 都は、都が行う施策に文化の視点を取り入れるよう努めるものとする。

3 都は、文化振興のための施策に広く都民の創意を反映させるよう努めるものとする。

(区市町村との関係)

第4条 都は、文化の振興に関して特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)が果たす役割の重要性にかんがみ、区市町村との協力及び連携に努めるものとする。

2 都は、文化振興のための施策について、区市町村が行う文化の振興に関する施策と相互に調整を図り、その効果的推進に努めるものとする。

3 都は、区市町村が行う文化の振興に関する施策について、必要な援助、助成及び助言を行うことができる。

(民間団体等との関係)

第5条 都は、文化振興のための施策を進めるに当たっては、国又は地方公共団体以外のもの(以下「民間団体等」という。)が行う文化活動に支障を及ぼさないよう十分留意するとともに、民間団体等の協力を求め、又はその有する人材、情報その他の能力を活用するよう努めるものとする。

第2章 文化振興のための施策

第1節 文化活動の促進

(芸術文化の振興)

第6条 都は、芸術文化活動を行う個人又は団体に対する援助、助成その他の芸術文化の振興を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統的文化の保存、継承及び活用)

第7条 都は、東京に伝わる文化財その他の伝統的文化が、将来にわたり適切に保存、継承され、文化創造のために活用されるように、援助、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主的文化活動の促進)

第8条 都は、都民の自主的な文化活動を促進するため、これに取り組む個人又は団体に対して、活動の場及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯学習の機会及び場の提供)

第9条 都は、生涯学習が文化を支える重要な活動であることにかんがみ、都民がその生涯の各時期を通じて自主的に学習するための機会及び場の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(青少年のための施策)

第10条 都は、青少年が豊かな人間性を形成し、創造的文化活動の担い手となることに資するため、青少年に対し広く文化に接するための機会及び場を提供する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(行事の実施)

第11条 都は、都民が文化に親しみ、広く文化についての理解と関心を深め、文化創造の意欲を高める契機となるような行事を行うものとする。

(文化情報の収集及び提供)

第12条 都は、広く文化に関する情報の収集に努め、都民が必要に応じてこれらの情報を利用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第13条 都は、文化の振興に寄与し、その業績が顕著であると認められるものの顕彰その他の文化に関する顕彰の制度を設けるものとする。

第2節 文化環境の整備

(文化の視点にたつたまちづくり)

第14条 都は、都市空間そのものが文化の表現であり、文化創造の場であるという視点にたって、まちづくりに関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 都は、自然景観及び歴史的景観の保存と創出並びに調和のとれた都市景観の形成に努めるものとする。

3 都は、その設置する公共施設が文化性を備えるよう設計、意匠等に配慮するものとする。

(文化施設の整備等)

第15条 都は、必要な文化施設を体系的に整備するとともに、既存の公共施設を文化活動の場として活用するよう努めるものとする。

第3節 国際文化交流の推進

(国際文化交流の推進)

第16条 都は、我が国の首都及び国際都市として、都民と世界の諸都市の市民との相互理解を深めるため、国際的な文化交流の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

印刷物規格表第3類

印刷番号(18)4

東京都文化振興指針

-「創造的な文化を生み出す都市・東京」を目指して-

平成18年5月発行

発行 東京都生活文化局文化振興部企画調整課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5388)3151 (ダイヤル)

03(5321)1111 (内線29-431)

印刷 シンソー印刷株式会社

〒161-0032 東京都新宿区中落合一丁目6番8号